

「ニュージーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則」(平成5年6月1日5農蚕第3724号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示 告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示 <u>CLEARED BY NZ GOVERNMENT</u></p> <p>(2) 仕向地の表示 <u>FOR EXPORT TO JAPAN</u></p> <p>7 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合若しくは開封されている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。 (3)・(4) (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示 告示7の輸出植物検疫終了の表示は、次の(1)の字句、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示 <u>Cleared by NZ MAF</u></p> <p>(2) 仕向地の表示 <u>for Export to JAPAN</u></p> <p>7 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。 (3)・(4) (略)</p>